

有夫妻が特有財産を有するが如き何れも夫婦間の關係に於て注意すべく、從て女子の權利と地位とは舊時に於て成文上に於ても大に變化進歩せりと云ふべし、此れ成文上の現象なりと雖も、其他國家全體の經濟上の打算より、若くは男女分業の方面より、若くは家庭教育と社會調和の方面より女子の地位は日に駸々として上達し、これに適ふ女子教育の機關亦日々備はりて、我邦の女子は幸福なる位置と至當なる權利とを有するに至るべし豈有りがたき聖代の現象に非ずや (完)

紫陽花の雫や地にも花の跡

寄書

健康と家庭

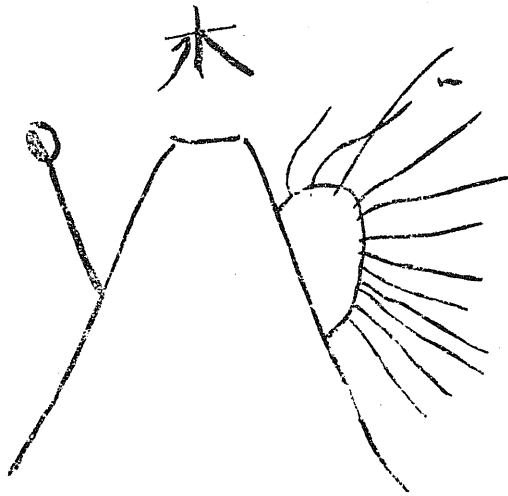
秋影生



七十一

椿萱並び茂り、夫妻共に健に、兒女嬉々として其間に戯る、一家團樂の樂、何物か能く之に加へむや。而も一人病に臥して呻吟する者ある、家を擧げて愁眉を閉し、一道の暗雲屋を覆うて春光室に入らざるの感なくむばあらず。況んや病更に進ひで再び起たざるの不幸を見るに至ては、非痛誰か能く之に堪ふる者ぞ。若夫れ百年同棲を契りて鸞鳳比翼未だ久しからず、一朝死別に逢ふ、人生の恨事寧ろ此の如きあらむや。殊に可憐の遺兒有

るに於ては、其兒をして片親の不幸に泣かしめ、長く家庭の和樂を得ざらしむ。假令後繼の人を迎



(男) 月ケ六年五

ふるも情に於て解け難きものあり、所謂繼兒根性を養成して、猜疑摯拗等不健全の思想長じて猶拔

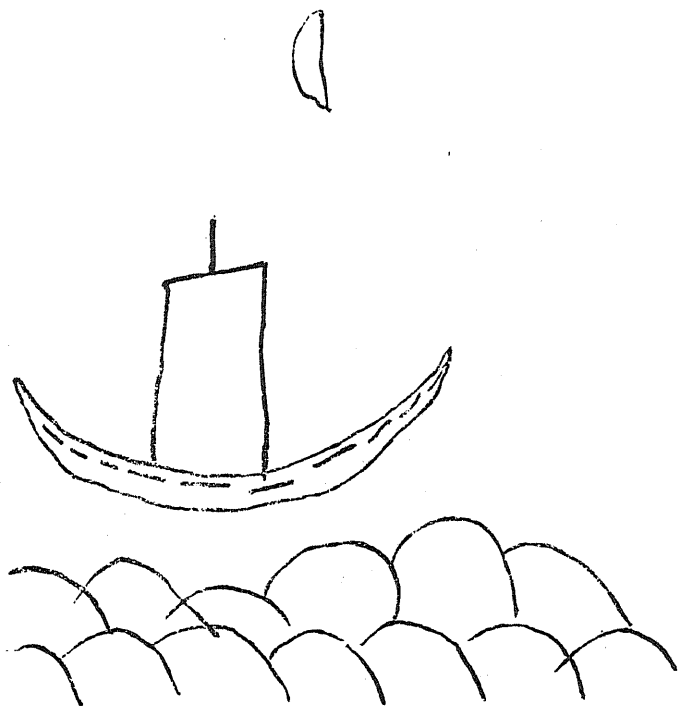
けざるに至るは往々見る所なり。

配偶の健否の、家庭の和樂に關するも唯之のみに非ず、俚諺にも子は夫婦の鏡と言へるが如く、小兒に由て家庭の和樂を維持するや多大。小兒は家庭の帝王なり、父母に在ては掌中の珠にも比す可く、之が爲に希望を興起し、之が爲に失意を慰藉せらる、小兒なき家庭の如何に寂寞たるかを見よ、而して生殖はもと配偶の健否に關す、古へ婦人七去の戒あり、其一に子なければ去るといへる、子無きを以て獨り女性の罪に歸せるが如きも是れ偏せる耳。

去れど、配偶を撰ぶに當りては、須く先づ其健否を問ふ可き必要あり、畏けれ共嚮に、東宮納妃の砌、主として身體の健康なる者を撰ばせ給ひしと、潜に洩れ承る所なり。

然れ共配遇を求むるは獨り生殖を行はんが爲のみに非ず、故に身體にして健全ならば其他を問はずして可なりとは言はず、只重要なる一資格として之を擧ぐる耳。

想ふに配遇の成立は愛情の結合に由る、愛情なき配遇は道德に悖戻せる者也。然るにわが邦俗の婚姻に於る、先づ媒者の言に據りて男女互に知り次で門地血統を糺して約諾す。未だ果して相愛纏綿百年同棲を得るや否やを識らざる也。假令當事者に於て不服あるも、壓制的東洋道德の勢力を以て、父母の干渉に背くを得ざらしむ、殊に男尊女卑の習よりし



五月六年ケ月(男)

て一切の權利は男子に歸し、若し妻女にして其意に満たざるあらば、之を逐うて新に替ふると弊履の如く、俚諺に所謂疊表を以て之に擬するに至る。是を以て女子の婚嫁を見る、武士の戰場に向ふの想を爲し、父母の之を戒むる、亦その死すとも生家に歸るなからひを以てす。女大學に曰く、一度嫁しては其家を出ざるを女の道とすると古聖人の訓なり云々、女は一度嫁して其家を出されては假令二たび富貴なる家に嫁すとも女の道にたがひて大なる辱なり

と、されば婚嫁の事たる、女子に在りては一面は幸福にして一面は苦痛たる也。而して若し未婚の男女相愛するが如きあらば、非常の罪惡として嚴譴免る所なからむとす。彼等は情に背き涙を飲むで壓制的干渉に屈從せざる可らざる也。夫れ此の

如くにして成る所の家庭の、無味索寞時に風波の起伏を見るもの素より其所ならずひば非ず、況んやかの容貌に婚し、財産に婚し、爵位に婚する者をや。畢竟愛情なき婚姻は不道德の甚しきもの也。

夫れ然り、而して所謂愛情とは、固より健全なる意志の支配を受くるものをいふ。かの容貌風采の美をのみ着て相狎るゝは、狂蜂痴蝶の花に戯るゝ類、飽けば則ち去て他に就かひのみ、是れ男女互に弄ぶもの、固より永遠の希望なき也。外面の美を愛するは動物的情欲のみ、外面の美は内心の美に若かず、況んや人は常に少壯ならず、紅顔能く幾時ぞ、只内心の美は終生替らず、寧ろ老成に由て之を加ふるある也。この内心の美を觀破して、終生の苦樂を共にするに足るや否やを分別す

るは即ち健全なる意志の判断に待つ所、而して後相婚する、以て道徳に合し幸福を傷けざるを得む也。

婚姻の愛情を基とするは既に説けり、而して愛情は専ら精神上に關す、然れども吾人は更に想ふ、不健康者を愛するは一種の罪惡に非るか、と、夫れ子孫蕃殖は人類自然の大道にして造化に負ふ所の義務、男女互に配遇を求むるは此義務を果さむが爲なり。然るに身體虛弱、生殖不能なる時は、自然の大道に背くのみならず、將來家庭の幸福に缺陷を生じ、永遠の和樂を損するに至り、延いて國家に及ばず影響の多大なるものあり、されば一二の疾病は、特に法律を以て其患者の結婚を禁じたる國あり、瑞典に於て癩癩、米國諸州に於て梅毒結核精神病、獨逸に於て癩病等、何れも其患者

の結婚を嚴禁したるが如し、是れ其の遺傳もしくは傳染に由りて害を流し毒を貽すを以てなり。蓋し不健全者の配偶を避くるは、實に社會に對する德義にして國家に對する義務なりといふ可し。之を要するに配偶者を撰ぶに當て、愛情を基とすると共に、更に其健否を省みざる可らず、これ實に家庭の圓滿を企圖し、社會の福祉を増進せしめ、國家の隆運に貢獻する所以の道なればなり。

近刊の時事新報に載する所頗吾人の所説と符合せるものあり敢て轉載して讀者に紹介せん

○結婚者の資格 米國インデアナ州の州會議員リンドラーといふ人は、男女結婚の資格を制限し、其間に生れたる子女をして強壯純潔ならしめんと目的にて、一の決議案を同州會に提出したり、即ち其方法に醫師法律家を以て委員となし、結婚及其影響に關する一切の問題を調査せしめ、其調査の結果に基きて草按を作り、州會の決議を経て法律となし結婚し得る者の資格を制限せんとする者に對して、大略左の質問を設け、善く其質問に應じて結婚の資格あるを證する者にのみ之を許さむとする

考案なりと云ふ。

(一) 汝の體力は結婚するに適當するや。

(二) 汝の知り、且つ信する所にて汝の家族中に生れながら病氣に罹り居る者なきや。

(三) 汝の一三三四等近親屬中に肺病、頸腫、結核又は是等に類したる慢性病に罹りたる者なきや。

(四) 汝の父母の中に飲酒を嗜む者なきや、又飲酒にて死したる者なきや。

(五) 汝は平生アルコホルカ飲用せざるや。

(六) 汝の父母、祖父母、支祖父母、曾祖父母の死亡は何に原因したるや、若し出來得るならば更に汝の曾々祖父母の死亡は、何に原因したるやを明にす可し。

(七) 汝の四代目の先祖までの中に刑法を犯せしものなきや。

(八) 汝は生命を保險に附するに適せざる病なきや。

(九) 汝は中風症の傾向なきや、又汝の近親中に中風にて死したるものなきや。

老爺の話

愛讀女

私の裏に、少し斗りの畑がありませすがもー此頃は茄子や黄瓜の植付をする時節でありませすから、

下をしらへをするために、いつもくるぢいやを頼みました所が、すこしかげんがわるいと申てとなりのおいさんが来てくれました、おひるすぎ御茶を入まして有合せのお茶受など食べながら色々の話が始まりました。

己ら一九人小兒を持ちやしたが、五人が男子で四人が女でがんとす、もー男の子は皆一人前で二人して或時は二兩少ない時でも一兩半位ひはもうけてきやんとすので己ら一今では少しは樂になりやしたが、なか／＼小供の小さい時は人には云へぬ程随分苦勞をしやしたけれども有難い事にや一己ら一の子供は、皆風でも引た事がなしで丈夫でがんとすよその子供さん達が頭に腫物が出來たり又眼がわるかつたりするのを見やんとすよとにきのどくでがんとす己一若い時から酒も呑まないし又「たる